

福井県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

新型コロナウイルス等対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、生命および健康を保護する。
- 2 生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策の主要6項目

- 1 **実施体制**
 - ・未発生期に、各健康福祉センター単位で、市町や郡・市医師会、医療機関等を交えて地域の実情に合った対策の検討を行う、新型コロナウイルス等対策地域調整会議を開催する。
 - ・海外発生時に政府対策本部が設置された場合、直ちに、福井県新型コロナウイルス等対策本部を設置する。
- 2 **サーベイランス・情報収集**
 - ・新型コロナウイルス等の発生状況に応じて、サーベイランス体制を強化・縮小する。
 - ・国等から、新型コロナウイルス等の発生状況等について随時情報収集する。
 - ・サーベイランスや国等から得た情報を対策に反映する。
- 3 **情報提供・共有**
 - ・新型コロナウイルス等の発生状況や予防、まん延防止に関する情報等を集約し、一元的に発信する。
 - ・新型コロナウイルス等発生時、県および市町にコールセンターを設置し、県民の不安等に適切に対応する。
- 4 **予防・まん延防止**
 - ・県内感染期までは感染症法に基づく入院措置等を実施する。
 - ・政府対策本部の基本的対処方針に基づき、対策を実施する職員等に「特定接種」、住民に対し「住民接種」を実施する。
 - ・発生状況に応じて、不要不急の外出自粛や学校等の休校、施設の使用制限等の要請などのまん延防止策を実施する。
- 5 **医療**
 - ・発生当初、患者（疑いを含む）は帰国者・接触者外来で対応するが、県内感染期には、全ての内科・小児科診療を行う医療機関で対応する。
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の十分な備蓄、適正流通を管理する。
- 6 **県民生活・経済の安定の確保**
 - ・全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くと想定されることを考慮し、県民生活・経済の安定のために対策を実施する。
 - ・指定地方公共機関^{※1}や登録事業者^{※2}に対し、業務計画および事業継続計画に基づいた業務の継続、ライフラインの安定供給等を求める。

各発生段階における主要6項目別の主な対策

| | 未発生期 | 海外発生期 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | 小康期 |
|--|--|--|--|--|---|
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の見直し ・地域調整会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・体制強化 ・対策本部の設置 ・事業継続計画の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針を基に対策を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生早期の体制を強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価・見直し ・対策本部の廃止 |
| 緊急事態宣言がなされた場合^{※3} →各段階において、特措法に基づく対策(ゴシック体)を実施 | | | | | |
| サーベイランス・情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等に関する情報収集 ・情報共有体制整備 ・通常のサーベイランス実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携した情報収集 ・臨床情報、患者全数把握 ・学校サーベイランス強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生早期に引き続き、同様の対策を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加、強化したサーベイランスを通常に戻す | <ul style="list-style-type: none"> ・国から適宜情報収集 ・通常のサーベイランスを継続 ・学校サーベイランス強化 |
| 情報提供・共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等の周知 ・広報体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報担当チームの設置 ・コールセンターの設置 ・国、他都道府県との情報共有 ・感染対策等の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時県民に情報提供 ・感染対策等の周知 ・コールセンターの体制強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生早期に引き続き、同様の対策を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等の周知、情報提供 ・情報提供体制の評価 ・コールセンターの規模縮小 |
| 予防・まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・(プレ)パンデミックワクチンの流通体制整備 ・予防接種(特定接種、住民接種)体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の準備または開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく入院勧告等 ・予防接種準備または開始 ・不要不急の外出自粛要請 ・学校等の施設使用制限等の要請または指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生早期に引き続き、同様の対策を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の継続 |
| 医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制整備 ・医療資器材の整備 ・検査体制整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制整備 ・帰国者・接触者外来設置 ・帰国者接触者相談センター設置 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来での対応継続 ・感染症法に基づく入院勧告等 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、相談センターの廃止 ・感染症法に基づく入院勧告等中止 ・臨時医療施設の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を通常時に戻す ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・講じた措置の縮小、中止 |
| 県民生活・経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定地方公共機関への業務計画の策定促進 ・埋火葬、遺体安置場所の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定地方公共機関の事業継続に向けた準備 ・遺体安置所の確保 ・事業者に対し、情報収集および従業員の健康管理徹底を要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な消費行動の呼びかけ ・買占め、売惜しみが無いよう要請 ・緊急物資の運送等 ・生活関連物資等の価格安定に関する要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生早期の対策に以下を追加 ・物資の売渡しの要請または収用 ・埋火葬の特例 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な消費行動の呼びかけ ・買占め、売惜しみが無いよう要請 ・講じた措置の縮小、中止 |

^{※1} 指定地方公共機関：県が指定する医療、医薬品(医療機器)製造・販売、ライフライン供給等を行う法人。対策推進に協力いただく。
^{※2} 登録事業者：医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
^{※3} 緊急事態宣言：新型コロナウイルス等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民の生活および国民の経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある場合に政府対策本部長(内閣総理大臣)が宣言